

最小基本単位別 平成20年度移譲予定等一覧

北海道企画振興部地域主権局

連番	根拠法令	最小基本単位名（権限数）	市町村数・市町村名	既移譲団体数
1	母子及び寡婦福祉法等	母子家庭等日常生活支援及び寡婦日常生活支援事業の実施に関する事務（8）	2 滝川市、標津町	5
2	老人福祉法	有料老人ホームの設置等に関する事務（5）	1 標津町	5
3	社会福祉法	軽費老人ホームの設置許可等に関する事務（10）	1 標津町	4
4	介護保険法	指定介護老人福祉施設の指定等に関する事務（10）	1 松前町	4
5	母子保健法	低体重児の出生の届出の受理及び未熟児の訪問指導に関する事務（2）	3 北斗市、南幌町、標津町	6
6	旅券法等	一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務（13）	7 奥尻町、せたな町、余市町、栗山町、枝幸町、上湧別町、浜中町	18
7	博物館法等	博物館の登録等に関する事務（16）	3 北斗市、滝川市、標津町	13
8	社会教育法	法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関する事務（1）	3 北斗市、滝川市、標津町	10
9	文化財保護法	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する事務（4）	2 厚沢部町、遠軽町	—
10	文化財保護法	重要文化財の現状変更等の許可に関する事務（4）	1 恵庭市	—
11	文化財保護法	重要文化財の公開に関する事務（2）	1 恵庭市	—
12	北海道文化財保護条例	道指定有形文化財の指定等に関する事務（2）	3 恵庭市、芦別市、遠軽町	2
13	文化財保護法等	埋蔵文化財の調査のための届出等に関する事務（8）	1 小樽市	1
14	電気用品安全法等	電気用品販売等の規制に関する事務（6）	1 北斗市	4
15	工場立地法等	特定工場に関する届出の審査等に関する事務（10）	2 北広島市、南幌町	7

連番	根拠法令	最小基本単位名（権限数）	市町村数・市町村名	既移譲団体数
16	中小企業等協同組合法等	組合の設立及び共済規程の認可等に関する事務（21） *当事務のうち、組合の設立の認可等に関する事務（16）は、全市町村に移譲済み。	108 （※のとおり）	—
<p>※ 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、函館市、北斗市、松前町、知内町、七飯町、鹿部町、長万部町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、京極町、共和町、泊村、神恵内村、赤井川村、夕張市、美唄市、芦別市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、南幌町、上砂川町、由仁町、栗山町、月形町、新十津川町、妹背牛町、北竜町、沼田町、旭川市、士別市、名寄市、富良野市、当麻町、比布町、愛別町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、剣淵町、美深町、音威子府村、小平町、幌延町、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、礼文町、北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、訓子府町、上湧別町、湧別町、興部町、雄武町、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、むかわ町、新冠町、浦河町、新ひだか町、えりも町、帯広市、音更町、士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、更別村、幕別町、池田町、足寄町、陸別町、厚岸町、浜中町、標茶町、鶴居村、白糠町、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町</p>				
17	農地法	農地等の権利移動の許可に関する事務（4）	3 芦別市、名寄市、利尻富士町	130
18	農地法	農地等の転用許可等に関する事務（7）	3 芦別市、利尻富士町、標津町	97
19	農地法	農地等の賃貸借の解約等に関する事務（4）	3 芦別市、名寄市、利尻富士町	131
20	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務（4）	1 利尻富士町	113
21	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等	既に移譲している一部鳥獣の有害捕獲許可事務に附帯する事務（3）	5 江差町、今金町、名寄市、浦河町、標津町	175
22	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等	とがりねずみ科及びねずみ科に属する獣類の有害捕獲等の許可に関する事務（15）	7 滝川市、南幌町、北竜町、下川町、弟子屈町、白糠町、標津町	92
23	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等	ニューナイスズメの卵の有害採取等の許可に関する事務（15）	8 北広島市、滝川市、南幌町、北竜町、下川町、弟子屈町、白糠町、標津町	93

連番	根拠法令	最小基本単位名（権限数）	市町村数・市町村名	既移譲団体数
24	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等	既に移譲している鳥獣の飼養登録事務に附帯する事務（2）	5 江差町、今金町、名寄市、浦河町、標津町	175
25	浄化槽法	浄化槽設置の届出の受理等及び浄化槽管理者に対する浄化槽法定検査受検等の指導等に関する事務（8） *当事務のうち、浄化槽設置の届出の受理等に関する事務（9）は、全市町村に移譲済み	21 厚沢部町、乙部町、新十津川町、士別市、名寄市、愛別町、南富良野町、剣淵町、下川町、増毛町、礼文町、西興部村、室蘭市、壮瞥町、厚真町、様似町、士幌町、広尾町、本別町、中標津町、標津町	122
26	騒音規制法	規制地域の指定等に関する事務（4）	1 北斗市	1
27	振動規制法	規制地域の指定に関する事務（4）	1 北斗市	1
28	悪臭防止法	規制地域指定に関する事務（5）	1 北斗市	1
29	北海道公害防止条例等	大気汚染、水質汚濁に関する規制に関する事務（12）	1 北斗市	8
30	建築物における衛生的環境の確保に関する法律等	特定建築物についての届出受理等に関する事務（7）	1 北斗市	—
31	北海道胞衣産わい物処理条例	処理所の設置及び収集処理事業の経営許可等に関する事務（5）	1 北斗市	4
32	都市緑地法	特別緑地保全地区内における行為規制等に関する事務（17）	1 登別市	1
33	特定非営利活動促進法等	特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務（30）	1 新ひだか町	—
34	土地区画整理法等	個人・土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業の認可等に関する事務（一部）（1） *当事務の本体条項（34）は、11市町に移譲済み。 *公布の日から施行	11 江別市、千歳市、北広島市、石狩市、小樽市、北見市、室蘭市、苫小牧市、登別市、帯広市、釧路市	—
35	宅地造成規制法等	宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事の許可等に関する事務（一部）（1） *当事務の本体条項（23）は、10市町に移譲済み。 *公布の日から施行	10 北広島市、小樽市、富良野市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、釧路市	—

連番	根拠法令	最小基本単位名（権限数）	市町村数・市町村名	既移譲団体数
36	都市計画法等	<p>開発行為の許可等に関する事務（一部）（2）</p> <p>* 7市町（*印）の権限数は1。 * 当事務の本体条項（29）は、25市町に移譲済み。 * 公布の日から施行</p>	<p>25 江別市、千歳市、北広島、石狩市、北斗市、七飯町、森町*、長万部町*、小樽市、名寄市*、富良野市*、美瑛町*、稚内市*、北見市、網走市*、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、帯広市、音更町、芽室町、幕別町、釧路市</p>	—
37	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）	特定路外駐車場の設置等に関する事務（4）	<p>24 北広島市、石狩市、当別町、北斗市、岩見沢市、赤平市、滝川市、富良野市、北見市、網走市、遠軽町、室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、帯広市、音更町、芽室町、幕別町、足寄町、釧路町、弟子屈町、根室市、中標津町</p>	—
38	公有水面埋立法等	公有水面埋立免許の許可等に関する事務（51）	<p>1 標津町</p>	4